

議案第 3 7 号	町及び字の区域の変更について
都 市 整 備 課	土地区画整理法に基づく阪神間都市計画事業北摂三田第二テクノパーク B 地区土地区画整理事業に伴う町及び字の区域を変更するため、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

【趣旨】

阪神都市計画事業北摂三田第二テクノパーク（以下「第二テクノパーク」という。）B 地区土地区画整理事業の換地処分が平成 2 7 年 9 月に実施される見込みとなった。それにあわせ、当該事業区域内の町及び字の区域を変更しようとするもの。

【根拠法令】

地方自治法第 2 6 0 条第 1 項（町及び字の区域の変更）

【内容】

- ・現在の字及び小字（第二テクノパーク B 地区）
三田市 上内神字須丸の全部
上内神字萩ノ尾、上内神字北山、上内神字王子、上内神字地藏田、
上内神字大藪、下相野字北山、下相野字此手、下相野字大藪の各一部
- ・町及び字の区域の変更後（第二テクノパーク B 地区）
三田市 テクノパーク

○第二テクノパーク B 地区の町名を「テクノパーク」とする理由

第二テクノパークは、北摂三田テクノパーク（以下「テクノパーク」という。）とともに神戸三田国際公園都市の一翼を担う位置づけであり、テクノパークと一体的な生産・流通施設用地、研究開発施設用地として計画された地区である。すでに第二テクノパーク A 地区土地区画整理事業区域の町名をテクノパークに変更（平成 24 年 12 月）した経緯もあり、また、立地企業にとってもテクノパークと同一の町名とすることにより、同じ地域に入居する企業としての一体感の醸成が期待できる。したがって、第二テクノパーク B 地区の町名は、テクノパークとする。

【施行期日】

告示の日